

両替カード取扱規定

1. (両替カードの発行)

- (1) 両替カードは、当金庫がご利用者に貸与するものです。
- (2) 両替カードを発行する場合は、当金庫所定の発行手数料を支払ってください。

2. (カード利用範囲)

- (1) 当金庫が発行した両替カードは、発行店の両替機のみでの利用とさせていただきます。
- (2) 両替機で両替できない金種ならびに機械の故障等により両替機が利用できない場合は、両替カードを窓口へ提示のうえ両替をお申し出ください。この場合以外の窓口両替は、別途定められた両替手数料を支払ってください。

3. (両替機の操作)

- (1) 両替機に両替カードを挿入し、現金を投入のうえ操作してください。
- (2) 1回あたりの両替は、当金庫が定めた範囲内とします。

4. (契約期間)

当初の契約期間は、お申込日から最初に到来する3月末日（以下「期間満了日」という。）までとし、期間満了日までに使用者または当金庫からの解約の申し出がない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5. (使用料)

- (1) 当初の契約期間の両替機使用料は、契約時に契約日の翌月から最初に到来する3月末日までを月割計算により支払ってください。
- (2) 継続後の両替機使用料は、当金庫所定の金額を期間満了日の翌日から1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引き落としいたします。
- (3) 当金庫所定の日において指定口座から払い戻しができない場合は、所定の日以後、当金庫は使用者に通知することなくいつでも払い戻しができるものとします。

6. (紛失・毀損)

- (1) 両替カードを紛失あるいは毀損した場合は、ただちにその旨を当金庫所定の方法でお届けください。
- (2) 両替カードを再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料を支払ってください。

7. (譲渡、貸与、質入れ禁止)

両替カードは、他人に譲渡、貸与または質入することはできません。

8. (解約等)

- (1) 両替機のご利用を解約する場合は、「両替カード解約届」を提出し、両替カードは返却してください。
- (2) 契約期間中の解約の場合は、解約日の属する月の翌月から3月末日までの使用料を月割計算で解約時に使用料引落指定口座に返戻いたします。
- (3) 両替機使用料の未納、両替カードの不正使用、改ざん等当金庫が両替カードの使用が不適当と認めた場合は、その使用をお断りすることがあります。この場合は、当金庫から請求があり次第ただちに両替カードを返却して下さい。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知する

ことにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和 2 年 4 月 1 日改定)

 **中南信用金庫**